

# 運航基準

合同会社 小樽カナルボート  
(令和2年6月18日)

## 目 次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

## 第1章 目的

### (目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、小樽運河（第一期運河）周遊中央橋航路（小樽運河全周遊コース並びに同第二基準経路・南運河周遊コース、同第二基準経路並びに南運河周遊短縮コース）及び小樽運河シャトル便航路（中央橋乗降所～北運河乗降所）並びに潮まつり花火クルーズ航路の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

### (発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 地点名	風速	波高	視程	各橋梁下と 船上との 空間
小樽港・中央橋 及び北運河	10m/s 以上	0.5m 以上	300m 以下	30cm 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 10m/s以上	波高 0.5m 以上
------------	------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

### (基準航行の可否判断等)

4 船長は、前2項の規定に基づき可能条件で発航し、基準航行中に港内の波高が中止条件以下であっても、より安全な航行を継続することを理由に、「小樽運河全周遊コース」並びに「南運河周遊コース」の第二基準経路又は南運河周遊短縮コースを選択し適宜、航路の変更の措置をとることができる。但し、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

第3条 船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第4条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航業務日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

(降雪期における運航の可否判断)

- 2 船長は、暴風雪等の気象条件により、安全な発航又は運航の継続が困難となるおそれがあると認める時は、前条までの規定にかかわらず、発航の中止や基準航行の中止等の措置をとらなければならない。
- 3 船長は、乗船作業開始までに積雪・凍結の気象条件を確認し、旅客の安全な乗下船を確保するよう、排雪等の適切な措置をとり十分に努めなければならない。
- 4 船長は前1項の規定に基づき発航の中止を決したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

### 第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻）
- (4) 地形、水深、潮（水）流等から、航行上特に留意すべき場所（別途「社内ハザードマップ」参照）
- (5) その他航行の安全を確保するために必要な事項（別途「社内ハザードマップ」参照）

(基準経路)

第6条 「小樽運河全周遊コース」並びに「南運河周遊コース」の基準経路、第二基準経路及び南運河周遊短縮コースは、運航基準図に記載のとおりとする。

なお、運航管理者及び船長は安全航行に必要と認める事項について運航基準図以外にも

「社内ハザードマップ」を作成して運航の参考に資するものとする。

- 2 船長は「小樽運河全周遊コース」並びに「南運河周遊コース」の第二基準経路又は南運河周遊短縮コースを航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。
- 3 運航管理者又は船長は発航前に気象・海象その他の状況を勘案し、発航中止に至らないものの「小樽運河全周遊コース」並びに「南運河周遊コース」の第二基準経路又は南運河周遊短縮コースを航行した方が適当であると判断した時は「小樽運河全周遊コース」並びに「南運河周遊コース」の第二基準経路又は南運河周遊短縮コースを航行できるものとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

【船名：カナル1、カナル・2、カナル3】

速力区分	速力
最微速	1ノット
航海速力	2.5ノット
最大速力	5ノット

【船名：カナル4】

速力区分	速力
最微速	1ノット
航海速力	2.5ノット
最大速力	5ノット

【船名：カナルV】

速力区分	速力
最微速	1ノット
航海速力	2.5ノット
最大速力	7ノット

【船名：カナルVI】

速力区分	速力
最微速	1ノット
航海速力	2.5ノット
最大速力	6ノット

【船名：カナルVII】

速力区分	速力
最微速	1ノット
航海速力	2.5ノット
最大速力	6ノット

2 船長は、速力基準表を操舵する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

(連絡方法)

第8条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は無線による。

(機器点検)

第9条 船長は着岸(桟)前、桟橋手前25mにおいて、機関の後進等の点検を実施する。

(記録)

第10条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航業務日誌に記録するものとする。